

第1号議案

令和7年度新城市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第1号

令和7年度新城市一般会計補正予算（第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月19日専決

新城市長 下 江 洋 行

第2号議案

令和7年度新城市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第2号

令和7年度新城市一般会計補正予算（第7号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月26日専決

新城市長 下 江 洋 行

### 第3号議案

令和7年度新城市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 専決第4号

令和7年度新城市一般会計補正予算（第8号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年2月2日専決

新城市長 下 江 洋 行



(4) この判決は、(1)に限り、仮に執行することができる。

ただし、被告市が1500万円の担保を供するときは、被告市は(1)の仮執行を免れることができる。

#### 4 控訴の趣旨

(1) 原判決の取消し

(2) 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担

## 第5号議案

新城市放置自転車等の撤去等に関する条例の制定

新城市放置自転車等の撤去等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市放置自転車等の撤去等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路、公園その他公共の用に供する場所に放置された自転車等の撤去等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）が当該自転車等を離れて一定の期間にわたり利用していない状態にあることをいう。

(公共の用に供する場所に放置された自転車等の撤去等)

第3条 市長は、道路、公園その他公共の用に供する場所（自転車等駐車場を除く。）において自転車等の放置により良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合は、当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が注意札を取り付けた日から起算して7日間同一の場所にあるときは、当該自転車等を撤去し、あらかじめ市長が定めた場所において保管することができる。

(保管した自転車等に対する措置)

第4条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、遅滞なく、当該自転車等を撤去し、保管した旨その他規則で定める事項を公示しなければならない。この場合において、市長は、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による公示及び必要な措置を講じたにもかかわらず、同項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお前条第2項の規定により保管した自転車等を返還することができないときは、これを処分することができる。

(自転車等駐車場に放置された自転車等の撤去等)

第5条 前2条の規定は、市が設置し、又は管理する自転車等駐車場内において放置と認められる自転車等がある場合について準用する。この場合において、第3条第2項中「7日間」とあるのは「30日間」とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、道路、公園その他公共の用に供する場所に放置された自転車等を撤去等するため必要があるからである。

第6号議案

新城市行政手続条例の一部改正

新城市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市行政手続条例の一部を改正する条例

新城市行政手続条例（平成17年新城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものと</u></p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p>

みなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

2 この条例による改正後の新城市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、行政手続法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第7号議案

新城市税条例の一部改正

新城市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を新城市公告式条例（平成17年新城市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>（公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、新城市公告式条例（平成17年新城市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し<u>て行う</u>ものとする。</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

2 この条例による改正後の新城市税条例第18条の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 8 号議案

新城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正

新城市職員の修学部分休業に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新城市長 下 江 洋 行

(新城市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第 1 条 新城市職員の修学部分休業に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新城市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 6 号）第 2 4 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに初任給調整手当 <u>(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)</u> の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与)</p> <p>第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新城市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 6 号）第 2 4 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに初任給調整手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>

(新城市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第 2 条 新城市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新城市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 6 号）第 2 4 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並び</p>	<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新城市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 6 号）第 2 4 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並び</p>

に初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

に初任給調整手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（新城市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第2.3条において同じ。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。</p> <p>2.3 （略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第1.1条 <u>第一種初任給調整手当</u>は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3.5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第一種</u></p>	<p>（給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいう。</p> <p>2.3 （略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第1.1条 <u>初任給調整手当</u>は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3.5年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手</u></p>

初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

第11条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の

当を支給する。

- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

〔新設〕

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の

月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表 (一) (略)

医療職給料表 (二) (略)

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等に適用する。

医療職給料表 (三) (略)

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表 (一)

等級	基準となる職務
1級	(略)
2級	(略)
3級	主任の職務
4級	係長の職務
5級	副課長の職務
6級	副部長又は課長の職務
7級	部長の職務

行政職給料表 (二)

等級	基準となる職務
----	---------

月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表 (一) (略)

医療職給料表 (二) (略)

備考 この表は、薬剤師、獣医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、機能訓練士、言語聴覚士、マッサージ師等に適用する。

医療職給料表 (三) (略)

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表 (一)

等級	基準となる職務
1級	(略)
2級	(略)
3級	主任、 <u>主任保育士</u> 、 <u>主任教諭</u> の職務
4級	係長、 <u>主査</u> 、 <u>主査保育士</u> 、 <u>主査教諭</u> の職務
5級	副課長、 <u>副室長</u> 、 <u>副所長</u> 、 <u>副参事</u> 、 <u>副事務長</u> 、 <u>園長</u> 、 <u>副園長</u> の職務
6級	<u>1</u> 副部長、 <u>総合支所長</u> 、 <u>会計管理者</u> 、 <u>自治振興事務所長</u> 、 <u>消防次長</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>室長</u> 、 <u>所長</u> 、 <u>参事</u> 、 <u>事務長</u> 、 <u>指導保育士</u> 、 <u>指導教諭</u> の職務 <u>2</u> 高度の知識又は経験を必要とする園長の職務
7級	部長、 <u>理事</u> 、 <u>事務局長</u> 、 <u>消防長</u> の職務

行政職給料表 (二)

等級	基準となる職務
----	---------

1級	看護助手、環境整備員 <u>又は</u> 道路整備員の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする看護助手、環境整備員 <u>又は</u> 道路整備員の職務
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする看護助手、環境整備員 <u>又は</u> 道路整備員の職務 2 主任看護助手、主任環境整備員 <u>又は</u> 主任道路整備員の職務

医療職給料表（一）（略）

医療職給料表（二）

等級	基準となる職務
1級	医療技師、 <u>管理栄養士</u> <u>又は</u> 栄養士の職務
2級	1 （略） 2 高度の知識又は経験を必要とする医療技師、 <u>管理栄養士</u> <u>又は</u> 栄養士の職務
3級	1 （略） 2 特に高度の知識又は経験を必要とする医療技師、 <u>管理栄養士</u> <u>又は</u> 栄養士の職務
4級	<u>1</u> 特に高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 <u>2</u> 困難な業務を行う医療技師、 <u>管理栄養士</u> <u>又は</u> 栄養士の職務 <u>3</u> 主任薬剤師の職務 <u>4</u> 主任技師の職務 <u>5</u> <u>主任管理栄養士</u> <u>又は</u> 主任栄養士の職務
5級	運営副部長、運営課長、 <u>課長</u> 、 <u>運営副課長</u> <u>又は</u> <u>副課長</u> の職務
6級	運営部長 <u>又は</u> <u>副部長</u> の職務

1級	看護助手、環境整備員、 <u>道路整備員</u> 、 <u>用務員</u> 、 <u>調理員</u> 、 <u>清掃員</u> の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする看護助手、環境整備員、 <u>道路整備員</u> 、 <u>用務員</u> 、 <u>調理員</u> 、 <u>清掃員</u> の職務
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする看護助手、環境整備員、 <u>道路整備員</u> 、 <u>用務員</u> 、 <u>調理員</u> 、 <u>清掃員</u> の職務 2 主任看護助手、主任環境整備員、 <u>主任道路整備員</u> の職務

医療職給料表（一）（略）

医療職給料表（二）

等級	基準となる職務
1級	医療技師、栄養士の職務
2級	1 （略） 2 高度の知識又は経験を必要とする医療技師、栄養士の職務
3級	1 （略） 2 特に高度の知識又は経験を必要とする医療技師、栄養士の職務
4級	<u>1</u> <u>運営副課長</u> 、 <u>副室長の職務</u> <u>2</u> 特に高度の知識又は経験を必要とする薬剤師の職務 <u>3</u> 困難な業務を行う医療技師、栄養士の職務 <u>4</u> 主任薬剤師の職務 <u>5</u> 主任技師の職務 <u>6</u> 主任栄養士の職務
5級	<u>1</u> 運営副部長、運営課長、 <u>運営参事</u> 、 <u>室長</u> 、 <u>参事</u> 、 <u>医療技術長</u> 、 <u>医療技師長</u> の職務 <u>2</u> <u>困難な業務を行う運営副課長</u> 、 <u>副室長の職務</u>
6級	運営部長の職務

医療職給料表（三）

等級	基準となる職務
1級	(略)
2級	1 保健師、助産師 <u>又は</u> 看護師の職務 2 (略)
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師 <u>又は</u> 看護師の職務 2 (略)
4級	<u>1</u> 特に高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師 <u>又は</u> 看護師の職務 <u>2</u> 係長（主任保健師）、 <u>主任助産師</u> <u>又は</u> <u>主任看護師</u> の職務
5級	運営副部長、運営課長、 <u>課長、運営副課長</u> <u>又は</u> <u>副課長（保健師長）</u> の職務
6級	運営部長 <u>又は</u> <u>副部長</u> の職務

医療職給料表（三）

等級	基準となる職務
1級	(略)
2級	1 保健師、助産師、 <u>看護師</u> の職務 2 (略)
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師、 <u>看護師</u> の職務 2 (略)
4級	<u>1</u> <u>運営副課長、副所長、助産師長、看護師長の職務</u> <u>2</u> 特に高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師、 <u>看護師</u> の職務 <u>3</u> 係長（主任保健師）、 <u>主査（主任保健師）</u> 、 <u>主任看護師</u> の職務
5級	<u>1</u> 運営副部長、運営課長、 <u>所長、運営参事、副助産所長、副課長（保健師長）、副参事（保健師長）</u> の職務 <u>2</u> <u>困難な業務を行う運営副課長、副所長、助産師長、看護師長の職務</u>
6級	運営部長、 <u>センター次長、助産所長、参事</u> の職務

（新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年新城市条例第220号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（給与の種類）	（給与の種類）
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当 <u>（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）</u> 、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単	3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務

身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第5条 第一種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

(会計年度任用企業職員の給与)

第26条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当

(2) (略)

2 (略)

手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

[新設]

(会計年度任用企業職員の給与)

第26条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当

(2) (略)

2 (略)

(新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧												
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当 (<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第17条において同じ。</u>)、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(初任給調整手当等の準用)</p> <p>第8条 給与条例第11条、<u>第11条の2</u>、第13条及び第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(初任給調整手当等の準用)</p> <p>第8条 給与条例第11条、第13条及び第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</p>												
<table border="1"><tr><td data-bbox="206 919 519 1102"><u>第11条の2第1項</u></td><td data-bbox="519 919 817 1102"><u>第5条第3項</u></td><td data-bbox="817 919 1128 1102"><u>新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年新城市条例第11号) 第5条</u></td></tr><tr><td data-bbox="206 1102 519 1193"></td><td data-bbox="519 1102 817 1193"><u>第6条第1項、第2項、第4項及び第5項</u></td><td data-bbox="817 1102 1128 1193"><u>同条例第6条</u></td></tr><tr><td data-bbox="206 1193 519 1284"></td><td data-bbox="519 1193 817 1284"><u>第13条</u></td><td data-bbox="817 1193 1128 1284"><u>同条例第8条において準用する第13条</u></td></tr><tr><td data-bbox="206 1284 519 1374"></td><td data-bbox="519 1284 817 1374"><u>勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間</u></td><td data-bbox="817 1284 1128 1374"><u>当該フルタイム会計年度任用職員について定められた</u></td></tr></table>	<u>第11条の2第1項</u>	<u>第5条第3項</u>	<u>新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年新城市条例第11号) 第5条</u>		<u>第6条第1項、第2項、第4項及び第5項</u>	<u>同条例第6条</u>		<u>第13条</u>	<u>同条例第8条において準用する第13条</u>		<u>勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間</u>	<u>当該フルタイム会計年度任用職員について定められた</u>	<p>[新設]</p>
<u>第11条の2第1項</u>	<u>第5条第3項</u>	<u>新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年新城市条例第11号) 第5条</u>											
	<u>第6条第1項、第2項、第4項及び第5項</u>	<u>同条例第6条</u>											
	<u>第13条</u>	<u>同条例第8条において準用する第13条</u>											
	<u>勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間</u>	<u>当該フルタイム会計年度任用職員について定められた</u>											

1週間当たりの勤務時間

(勤務1時間当たりの給与額)

第17条 第9条において準用する給与条例第16条、第10条において準用する給与条例第17条及び第11条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、給与条例第13条第2項の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第17条 第9条において準用する給与条例第16条、第10条において準用する給与条例第17条及び第11条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(第二種初任給調整手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の新城市職員の給与に関する条例第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「第13条」とあるのは、「第13条又は新城市職員の給与に関する条例及び新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和7年新城市条例第10号）附則第7項」とする。

(その他の経過措置の規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

4 新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年新城市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>附 則</p> <p>(新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>28 暫定再任用職員(新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年新城市条例第44号)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>同条例</u>の規定を適用する。</p> <p>(新城市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新城市職員の給与に関する条例第16条第3項及び第4項の規定を適用する。</p> <p>33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新城市職員の給与に関する条例第11条の2第1項及び</u>第20条第3項の規定を適用する。</p> <p>34 <u>新城市職員の給与に関する条例</u>第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則</p>	<p>附 則</p> <p>(新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>28 暫定再任用職員(新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、<u>この条例第6条の規定による改正後</u>の新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年新城市条例第44号。<u>以下この項において「新条例」という。</u>)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新条例</u>の規定を適用する。</p> <p>(新城市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>この条例第9条の規定による改正後</u>の新城市職員の給与に関する条例(<u>以下「新給与条例」という。</u>)第16条第3項及び第4項の規定を適用する。</p> <p>33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第20条第3項の規定を適用する。</p> <p>34 <u>新給与条例</u>第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定に</p>

第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

35 新城市職員の給与に関する条例第6条、第11条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

36 新城市職員の給与に関する条例附則第11項から第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

37 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する新城市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

38 新城市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の規定は、附則第1項第1号

より読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

35 新城市職員の給与に関する条例第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

36 新給与条例附則第11項から第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

37 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対するこの条例第10条の規定による改正後の新城市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。))第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員」とする。

38 新条例第10条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後

に掲げる規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第19条から第19条の3までの規定は、適用しない。

に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

39 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条、第10条及び第19条の規定は、適用しない。

## 理 由

この案を提出するのは、令和7年人事院勧告に準拠した措置を講ずる等のため必要があるからである。

第9号議案

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例  
 (新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年新城市条例第50号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新							旧						
別表(第5条関係)							別表(第5条関係)						
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>その他の交通費</u>	<u>宿泊費</u> (1夜につき)	<u>宿泊手当</u> (1夜につき)	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>車賃</u>	<u>宿泊料</u> (1夜につき)	<u>食卓料</u> (1夜につき)
議長 副議長 議員	実費	実費 等級の あるも のは最 上級に 次ぐ等 級	実費	<u>市長に支給する 旅費の額に相当 する額</u>	<u>市長に支給する 旅費の額に相当 する額</u>	<u>市長に支給す る旅費の額に 相当する額</u>	議長 副議長 議員	実費	実費 等級の あるも のは最 上級に 次ぐ等 級	実費	<u>バス料金</u> <u>バスによらない ものは1キロメ ートルにつき3 7円</u>	<u>13,000円</u>	<u>2,500円</u>

(新城市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 新城市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年新城市条例第52号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新						旧					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実費	実費 等級のあるものは最上級に次ぐ等級	実費	一般職の職員の例により算定した額	実費（11,000円を上限とする。）	一般職の職員の例により算定した額	実費	実費 等級のあるものは最上級に次ぐ等級	実費	バス料金 バスによらないものは1キロメートルにつき37円	10,000円	2,000円

（新城市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 新城市職員の旅費に関する条例（平成17年新城市条例第53号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新		旧	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</u></p> <p><u>（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</u></p> <p><u>（3） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行する</u></p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>（1） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</u></p>	

ことをいう。

(4) 赴任 新たに採用された規則で定める職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

### 第3条 (略)

2 職員又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(2) 赴任 新たに採用された医師又は歯科医師がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。

(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしている他の親族をいう。

[新設]

(旅費の支給)

### 第3条 (略)

2 職員又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員の遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該出張のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者の発す

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

[新設]

[新設]

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第3項の規定により出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合において、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

[新設]

(出張の命令等)

第4条 出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者（以下

る出張命令等によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 出張依頼

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4・5 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、内国旅行にあっては鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、外国旅行にあっては第20条の規定により市長が定めるところによる。

2～4 (略)

5 その他の交通費は、陸路（鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第11条及び第14条第1項において同じ。）を除く。）旅行について、  
路程の距離区分ごとの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊費は、第15条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第16条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によって行われなければならない。

[新設]

[新設]

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、変更することができる。

4・5 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料及び扶養親族移転料とする。

2～4 (略)

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

[新設]

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給す

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

[削除]

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合にはその必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2 (略)

る。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に一定距離当たりの定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 特別職に随行する職員の出張にあつては、特別職と同額の旅費を支給することができる。

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合にはその必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が定める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。ただし、第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 座席指定料金

(4) 寝台料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

[削除]

[削除]

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

[新設]

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付の書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、市長が定める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金による。

(1) 鉄道を利用する旅行の場合には、別表による運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

[新設]

[新設]

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメー

3 第1項第2号に掲げる急行料金及び同項第3号に掲げる座席指定料金は、出張命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り、支給する。

[削除]

[削除]

(船賃)

第12条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。ただし、第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。

(1) 運賃

[削除]

(2) 寝台料金

(3) 特別船室料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級に次ぐ等級の運賃の額とする。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特

トル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

4 市長は、特に必要があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、急行料金及び座席指定料金を支給することができる。

5 市長は、特に必要があると認める場合は、特別車両料金を支給することができる。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を設ける船舶による旅行の場合には、別表による運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

[新設]

[新設]

2 前項第1号に該当する場合において、同一等級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一等級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

に必要とするものに限る。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 自家用自動車を使用する移動に要する費用として、規則で定める額

2 前項第5号の費用は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

(宿泊費)

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(車賃)

第14条 車賃の額は、別表による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

(宿泊料)

第15条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び出張者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

[削除]

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

[削除]

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

[削除]

第15条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第16条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

[新設]

第17条 移転料の額は、次に規定する額による。

（1） 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

（2） 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

（3） 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、

(転居費及び家族移転費)

第18条 転居費及び家族移転費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第20条において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。同条において「旅費法施行令」という。）の規定に準じて市長が定める。

[削除]

[削除]

[削除]

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行に支給する旅費については、旅費法及び旅費法施行令の規定に準じて市長が定める。

第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額

(2) 前号の規定に相当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(外国旅行の旅費)

第20条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について、旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) (略)

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から前在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第22条 (略)

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条、第16条及び第18条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 (略)

(旅費の特例)

準用する。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) (略)

(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から前在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第22条 (略)

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

[新設]

(旅費の調整)

第23条 (略)

(旅費の特例)

第25条 (略)

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 (略)

[削除]

[削除]

第24条 (略)

[新設]

(委任)

第25条 (略)

別表第1 (第11条、第12条、第14条—第16条関係)

区分	鉄道賃	船賃	車賃	宿泊料 <u>(1夜につき)</u>	食卓料 <u>(1夜につき)</u>
一般職	実費	実費	バス料金	10,000	2,000円
		等級のあるものは最上級に次ぐ等級	バスによらないものは1キロメートルにつき37円	円	

別表第2 (第17条関係)

区分	移転料					
	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100	鉄道100キロメートル以上300	鉄道300キロメートル以上500	鉄道500キロメートル以上1000	鉄道1000

		キロメー トル未満	0キロメー トル未満	0キロメー トル未満	00キロメ ートル未満	
一般職	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

(新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年新城市条例第54号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新							旧																																																																												
<p>(旅費)</p> <p>第8条 市長等が公務のため旅行したときは、別表に定める旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費</u>、<u>宿泊費</u>及び<u>宿泊手当</u>とする。</p> <p>(鉄道賃等の額)</p> <p>第9条 鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費</u>、<u>宿泊費</u>及び<u>宿泊手当</u>の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃</th> <th><u>その他の交通費</u></th> <th><u>宿泊費</u> (1夜につき)</th> <th><u>宿泊手当</u> (1夜につき)</th> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td><u>一般職の職員の</u></td> <td><u>実費（国家公務</u></td> <td><u>一般職の職員</u></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td></td> <td>等級の</td> <td></td> <td><u>例により算定し</u></td> <td><u>員等の旅費支給</u></td> <td><u>の例により算</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td></td> <td>あるも のは最</td> <td></td> <td><u>た額</u></td> <td><u>規程（昭和25</u></td> <td><u>定した額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>年大蔵省令第4</u></td> <td></td> </tr> </table>							区分	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>その他の交通費</u>	<u>宿泊費</u> (1夜につき)	<u>宿泊手当</u> (1夜につき)	市長	実費	実費	実費	<u>一般職の職員の</u>	<u>実費（国家公務</u>	<u>一般職の職員</u>	副市長		等級の		<u>例により算定し</u>	<u>員等の旅費支給</u>	<u>の例により算</u>	教育長		あるも のは最		<u>た額</u>	<u>規程（昭和25</u>	<u>定した額</u>						<u>年大蔵省令第4</u>		<p>(旅費)</p> <p>第8条 市長等が公務のため旅行したときは、別表に定める旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>宿泊料</u>及び<u>食卓料</u>とする。</p> <p>(鉄道賃等の額)</p> <p>第9条 鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>宿泊料</u>及び<u>食卓料</u>の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃</th> <th><u>車賃</u></th> <th><u>宿泊料</u> (1夜につき)</th> <th><u>食卓料</u> (1夜につき)</th> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td><u>バス料金</u></td> <td><u>13,000円</u></td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td></td> <td>等級の</td> <td></td> <td><u>バスによらない</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td></td> <td>あるも のは最</td> <td></td> <td><u>ものは1キロメ</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>ートルにつき3</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							区分	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>車賃</u>	<u>宿泊料</u> (1夜につき)	<u>食卓料</u> (1夜につき)	市長	実費	実費	実費	<u>バス料金</u>	<u>13,000円</u>	<u>2,500円</u>	副市長		等級の		<u>バスによらない</u>			教育長		あるも のは最		<u>ものは1キロメ</u>							<u>ートルにつき3</u>		
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>その他の交通費</u>	<u>宿泊費</u> (1夜につき)	<u>宿泊手当</u> (1夜につき)																																																																													
市長	実費	実費	実費	<u>一般職の職員の</u>	<u>実費（国家公務</u>	<u>一般職の職員</u>																																																																													
副市長		等級の		<u>例により算定し</u>	<u>員等の旅費支給</u>	<u>の例により算</u>																																																																													
教育長		あるも のは最		<u>た額</u>	<u>規程（昭和25</u>	<u>定した額</u>																																																																													
					<u>年大蔵省令第4</u>																																																																														
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	<u>車賃</u>	<u>宿泊料</u> (1夜につき)	<u>食卓料</u> (1夜につき)																																																																													
市長	実費	実費	実費	<u>バス料金</u>	<u>13,000円</u>	<u>2,500円</u>																																																																													
副市長		等級の		<u>バスによらない</u>																																																																															
教育長		あるも のは最		<u>ものは1キロメ</u>																																																																															
				<u>ートルにつき3</u>																																																																															

		上級に 次ぐ等 級			5号) 別表第2 の指定職員等 の額を上限とす る。)			上級に 次ぐ等 級		7円			
--	--	-----------------	--	--	--------------------------------------	--	--	-----------------	--	----	--	--	--

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の新城市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する出張命令権者が同条例第4条第1項に規定する出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の新城市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を出した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を出し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する出張命令権者が同条例第4条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、同条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

## 理 由

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第10号議案

新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正

新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部を改正する条例

新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例（平成21年新城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新							旧								
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）								
対象区域の名称			区域				対象区域の名称			区域					
八名井企業団地地区整備計画区域から新城IC周辺地区整備計画区域までの項（略）							八名井企業団地地区整備計画区域から新城IC周辺地区整備計画区域までの項（略）								
国道151号沿道（豊栄） 地区整備計画区域			（略）				国道151号沿道（豊栄） 地区整備計画区域			（略）					
<u>富岡東門沢地区整備計画区域</u>			<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された東三河都市計画富岡東門沢地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>												
別表第2（第3条、第5条—第9条関係）							別表第2（第3条、第5条—第9条関係）								
対象区域の名称	計画地区の区分	用途の制限	容積率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限	対象区域の名称	計画地区の区分	用途の制限	容積率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
八名井企業団地地区整備計画区域から新城IC周辺地区整備計画区域までの項（略）							八名井企業団地地区整備計画区域から新城IC周辺地区整備計画区域までの項（略）								

国道1 51号) 沿道 (豊 栄)地 区整備 計画区 域	(略)		(略)			国道1 51号 沿道 (豊 栄)地 区整備 計画区 域	(略)		(略)		
富岡東全地 門沢地区 区整備 計画区 域	1 <u>工場（日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業のうち、1213木材チップ製造業に属するもの）。</u> <u>ただし、次に掲げるものを除く。</u> <u>ア 法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場</u> <u>イ 法別表第2（る）項第2号に掲げるもの</u> <u>ウ 産業廃棄物処理業の用に供するもの</u> 2 <u>次に掲げる木材を燃料とする発電の用に供するもの。ただし、産業廃棄物処理業の用に供するものを除く。</u> <u>ア 間伐材</u>	1, 0 0.0平 方メー トル	<u>道路境界線までの距離は4メートル、隣地境界線までの距離は1メートル。ただし、軒の高さ3メートル以下の守衛所又はこれに類する用途に供する建築物は除く。</u>	<u>道路に面する側の垣又は柵の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。</u> <u>(1) 生垣</u> <u>(2) メッシュフェンス、鉄柵その他これらに類するもの</u>							

	<p><u>イ 木材の加工時等に発生 する端材、おがくず、樹 皮等の製材等残材</u></p> <p><u>ウ 剪定枝及び伐採木（竹 を含む。）</u></p> <p><u>3 前2号の建築物に附属す るもの</u></p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地区整備計画区域内の建築物に関し、必要な制限を定めるため必要があるからである。

## 第11号議案

### 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新城市消防団員等公務災害補償条例（平成17年新城市条例第234号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000</u>円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族につ</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500</u>円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族につ</p>

いては1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

[削除]

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

いては1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考 (略)

2 この条例による改正後の新城市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第12号議案

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
監査委員から市民自治会議委員までの項（略）		監査委員から市民自治会議委員までの項（略）	
若者議会委員	年額 <u>36,000</u> 円	若者議会委員	日額 <u>3,000</u> 円
地域情報化計画策定委員会委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）		地域情報化計画策定委員会委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）	

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、若者議会委員の報酬の額を改定するため必要があるからである。

## 第13号議案

### 新城市地域自立支援協議会条例の制定

新城市地域自立支援協議会条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市地域自立支援協議会条例

(設置)

第1条 障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）への支援の体制の整備を図るため、法第89条の3第1項の規定に基づき、新城市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個別事例への支援のあり方に関すること。
- (2) 障害者等への支援体制等に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制及び福祉サービスに関すること。
- (4) 地域における関係機関の連携の強化に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画、障害児福祉計画等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等への支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者等相談支援事業を行う事業所を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業所等を代表する者
- (3) 地域経済団体又は就労支援機関を代表する者
- (4) 社会福祉団体を代表する者
- (5) 障害当事者団体を代表する者
- (6) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
- (7) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者

- (8) 障害者等に係る福祉又は保健に関する行政機関の職員
  - (9) 市の職員
  - (10) その他市長が必要があると認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- (会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額

監査委員から地域福祉計画策定委員会委員までの項 (略)		監査委員から地域福祉計画策定委員会委員までの項 (略)	
障害者計画等策定委員会委員	(略)	障害者計画等策定委員会委員	(略)
<u>地域自立支援協議会委員</u>	<u>日額 7,500円</u>		
老人ホーム入所判定委員会委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項 (略)		老人ホーム入所判定委員会委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項 (略)	

### 理 由

この案を提出するのは、新城市地域自立支援協議会を附属機関として整理するため必要があるからである。

## 第14号議案

### 新城市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正

新城市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 新城市子ども医療費の支給に関する条例(平成17年新城市条例第110号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(受給者証の交付等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 受給者証の交付を受けた者は、次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局その他これらに準ずるもの(以下「医療機関等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、医療を受けようとする子どもの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を用いて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(受給者証)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 受給者証の交付を受けた者は、次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局その他これらに準ずるもの(以下「医療機関等」という。)において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。</p>

(新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年新城市条例第111号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
---	---

(受給者証の交付等)

第4条 (略)

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局その他これらに準ずるもの（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、受給者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(受給者証)

第4条 (略)

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局その他これらに準ずるもの（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(新城市障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 新城市障害者医療費の支給に関する条例（平成17年新城市条例第127号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(受給者証の交付等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 受給者証の交付を受けた者は、次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局その他これらに準ずるもの（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、受給者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により医療機関等が資格情報を取得</u></p>	<p>(受給者証)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 受給者証の交付を受けた者は、次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所、薬局その他これらに準ずるもの（以下「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。</p>

し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、医療機関等における子ども医療費等の受給者証の提示に代えて、受給者等の個人番号カードを用いる方法によることができるようにするため必要があるからである。

第15号議案

新城市国民健康保険税条例の一部改正

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下<u>この条において</u>「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下<u>この条において</u>「後期高齢者支援金等」という。）<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において</u>「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において</u>「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p><u>（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（愛知県の国民健康保険に関する特別会計において</u></p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、愛知県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>[新設]</p>

負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2～4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.4を乗じて算定する。

2 (略)

〔削除〕

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属

2～4 (略)

〔新設〕

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条、第11条及び第26条第1項において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

2 (略)

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について25,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属

する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条、第15条及び第29条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条、第15条及び第29条第1項において同じ。）以外の世帯 19,900円

(2) 特定世帯 9,950円

(3) 特定継続世帯 14,925円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

[削除]

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

[削除]

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について

する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。）以外の世帯 19,400円

(2) 特定世帯 9,700円

(3) 特定継続世帯 14,550円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

第8条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第10条 (略)

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

第12条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について

12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について30円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第15条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(賦課期日)

第16条 (略)

(徴収の方法)

第17条 国民健康保険税は、第20条、第24条及び第25条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,300円とする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(賦課期日)

第15条 (略)

(徴収の方法)

第16条 国民健康保険税は、第19条、第23条及び第24条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第18条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第19条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第29条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

(特別徴収)

第20条 (略)

(特別徴収義務者の指定等)

第21条 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第22条 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第23条 (略)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第24条 (略)

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第25条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(納期)

第17条 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第28条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

(特別徴収)

第19条 (略)

(特別徴収義務者の指定等)

第20条 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第21条 (略)

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第22条 (略)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第23条 (略)

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第24条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第20条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2)・(3) (略)

(普通徴収税額への繰入)

第26条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第18条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

(徴収の特例)

第27条 (略)

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第28条 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第35条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

(1) 第19条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2)・(3) (略)

(普通徴収税額への繰入れ)

第25条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第17条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 (略)

(徴収の特例)

第26条 (略)

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第27条 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第31条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

第29条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,060円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,930円

(イ) 特定世帯 6,965円

(ウ) 特定継続世帯 10,448円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,420円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者  
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,060円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子供・子育て支援納付金課税額の被保険者均等  
割り額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について91  
0円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平  
等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特  
定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に  
当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金  
額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した  
金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者  
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,580円

(イ) 特定世帯 6,790円

(ウ) 特定継続世帯 10,185円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,580円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者  
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,710円

[新設]

[新設]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額  
が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特  
定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に  
当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金  
額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した  
金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者  
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世

帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,950円

(イ) 特定世帯 4,975円

(ウ) 特定継続世帯 7,463円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,300円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者  
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,900円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について650円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者

帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,700円

(イ) 特定世帯 4,850円

(ウ) 特定継続世帯 7,275円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,700円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者  
（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,650円

[新設]

[新設]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,980円

(イ) 特定世帯 1,990円

(ウ) 特定継続世帯 2,985円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,120円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,160円  
キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 260円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額か

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,880円

(イ) 特定世帯 1,940円

(ウ) 特定継続世帯 2,910円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,880円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,060円  
〔新設〕

〔新設〕

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額か

ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,470円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,450円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,590円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,300円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額

ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,870円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,450円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,410円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,350円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,700円

[新設]

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額

及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の

及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) (略)

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

[新設]

1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第30条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第32条第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第30条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第31条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第32条 (略)

(出産被保険者に係る届出)

[新設]

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第29条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第29条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第33条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第34条 (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第35条 (略)

(準用規定)

第36条 (略)

(委任)

第37条 (略)

附 則

(経過措置)

5 第6条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税の納期について適用し、平成17年度分の国民健康保険税の納期については、なお合併前の条例の例による。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第29条の3 (略)

(国民健康保険税の減免)

第30条 (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第31条 (略)

(準用規定)

第32条 (略)

(委任)

第33条 (略)

附 則

(経過措置)

5 第7条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税の納期について適用し、平成17年度分の国民健康保険税の納期については、なお合併前の条例の例による。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 3条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条、第12条及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第3 1 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 4条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第12条及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3 3条の4第1項若しくは第2項、第3 4条第1項、第3 4条の2第1項、第3 4条の3第1項、第3 5条第1項、第3 5条の2第1項、第3 5条の3第1項又は第3 6条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第3 1条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第3 1 4条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 3条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第3 1 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 4条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3 3条の4第1項若しくは第2項、第3 4条第1項、第3 4条の2第1項、第3 4条の3第1項、第3 5条第1項、第3 5条の2第1項、第3 5条の3第1項又は第3 6条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第3 1条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第3 1 4条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条、第1 2条及び第2 9条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第3 1 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第2 9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条、第1 2条及び第2 9条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第3 1 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第2 9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第1 2条及び第2 9条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条

1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第1 1条及び第2 8条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第3 1 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第2 8条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第1 1条及び第2 8条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第3 1 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第2 8条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第3 5条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第1 1条及び第2 8条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の4第4

の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第12条及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第12条及び第29条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2

項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において

項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第29条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第12条及び第29条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第29条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所

準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所

得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第12条及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条、第12条及び第29条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第29条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の新城市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 理 由

この案を提出するのは、新城市国民健康保険税の課税額を改定するため必要があるからである。

## 第16号議案

新城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

新城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止

等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の

急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育を行う事業者若しくは乳児等通園支援を行う事業者又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を

供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育を行う事業者若しくは乳児等通園支援を行う事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (2) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等

支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第17号議案

新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第109号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧												
<p>（事業）</p> <p>第3条 保育所は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u></p> <p>（6） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保育料）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 第3条第1項第3号の一時預かり事業による<u>保育</u>を受けた児童の保護者は、保育料として別表第2に定める額を納付しなければならない。</p> <p><u>3 第3条第1項第5号の乳児等通園支援事業による保育を受けた児童の保護者は、保育料として児童1人につき1時間当たり300円を納付しなければならない。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新城こども園から長篠こども園までの項</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>鳳来こども園</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	新城こども園から長篠こども園までの項	（略）	鳳来こども園	（略）	<p>（事業）</p> <p>第3条 保育所は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><b>〔新設〕</b></p> <p><u>（5）</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保育料）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 第3条第1項第3号の一時預かり事業による<u>保護</u>を受けた児童の保護者は、保育料として別表第2に定める額を納付しなければならない。</p> <p><b>〔新設〕</b></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新城こども園から長篠こども園までの項</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>鳳来こども園</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	新城こども園から長篠こども園までの項	（略）	鳳来こども園	（略）
名称	位置												
新城こども園から長篠こども園までの項	（略）												
鳳来こども園	（略）												
名称	位置												
新城こども園から長篠こども園までの項	（略）												
鳳来こども園	（略）												

	<u>山吉田こども園</u> <u>新城市上吉田字松沢5番地</u>
大野こども園及び作手こども園の項 (略)	大野こども園及び作手こども園の項 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、山吉田こども園を閉園する等のため必要があるからである。

## 第18号議案

### 新城市健康づくり推進協議会条例の制定

新城市健康づくり推進協議会条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市健康づくり推進協議会条例

(設置)

第1条 市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、新城市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民の健康づくりのための施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
  - (3) 新城歯科医師会を代表する者
  - (4) 新城市薬剤師会を代表する者
  - (5) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
  - (6) 新城市商工会を代表する者
  - (7) 公益社団法人新城市シルバー人材センターを代表する者
  - (8) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
  - (9) 健康又は福祉に関する活動を行う団体を代表する者
  - (10) 愛知県新城保健所を代表する者
  - (11) その他市長が必要があると認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
監査委員から老人ホーム入所判定委員会委員までの項 (略)		監査委員から老人ホーム入所判定委員会委員までの項 (略)	
子ども・子育て会議委員	(略)	子ども・子育て会議委員	(略)
<u>健康づくり推進協議会委員</u>	<u>日額 7,500円</u>		
保育所園医から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項 (略)		保育所園医から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項 (略)	

理 由

この案を提出するのは、新城市健康づくり推進協議会を附属機関として整理するため必要があるからである。

## 第19号議案

新城市予防接種健康被害調査委員会条例の制定

新城市予防接種健康被害調査委員会条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき市が実施する予防接種に起因する健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、新城市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の要請に応じ、予防接種による健康被害又はその疑いの発生に際し、次の各号に掲げる事項について、医学的な見地から調査審議し、及び報告するものとする。

- (1) 疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集に関すること。
- (2) 特殊な検査又は剖検の実施についての助言等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 一般社団法人新城市医師会に所属する医師
  - (3) 愛知県知事が推薦する専門医師
  - (4) 愛知県新城保健所長
  - (5) 市の職員
- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から当該健康被害の調査結果の報告をした日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
監査委員から老人ホーム入所判定委員会委員までの項（略）		監査委員から老人ホーム入所判定委員会委員までの項（略）	
子ども・子育て会議委員	(略)	子ども・子育て会議委員	(略)
<u>予防接種健康被害調査委員会委員</u>	<u>日額 12,000円</u>		
保育所園医から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）		保育所園医から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）	

理 由

この案を提出するのは、新城市予防接種健康被害調査委員会を附属機関として整理するため必要があるからである。

## 第20号議案

### 新城市第1次救急医療対策協議会条例の制定

新城市第1次救急医療対策協議会条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市第1次救急医療対策協議会条例

(設置)

第1条 新城休日診療所の設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第135号)に基づき設置する新城休日診療所及び新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例(平成19年新城市条例第37号)に基づき設置する新城市夜間診療所の円滑な運営を図るため、新城市第1次救急医療対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1次救急医療体制(休日及び夜間における急病者に適正な医療を提供する体制をいう。以下同じ。)の整備に関すること。
- (2) 第1次救急医療体制の課題について調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
  - (2) 新城歯科医師会を代表する者
  - (3) 新城市薬剤師会を代表する者
  - (4) 新城市が設置する医療機関を代表する者
  - (5) その他市長が必要があると認める者
- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
監査委員から老人ホーム入所判定委員会委員までの項（略）		監査委員から老人ホーム入所判定委員会委員までの項（略）	
子ども・子育て会議委員	(略)	子ども・子育て会議委員	(略)
<u>第1次救急医療対策協議会委員</u>	<u>日額 7,500円</u>		
保育所園医から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）		保育所園医から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）	

理 由

この案を提出するのは、新城市第1次救急医療対策協議会を附属機関として整理するため必要があるからである。

## 第21号議案

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
監査委員からいじめ対策人権問題調査委員会委員までの項（略）		監査委員からいじめ対策人権問題調査委員会委員までの項（略）	
教育支援委員会委員	（略）	教育支援委員会委員	（略）
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額 3,000円</u>		
給食センター運営委員会委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）		給食センター運営委員会委員から長篠城址史跡保存館運営審議会委員までの項（略）	

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、学校運営協議会委員の報酬の額を定めるため必要があるからである。

## 第22号議案

### 新城市社会教育委員設置条例の一部改正

新城市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下江洋行

### 新城市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

新城市社会教育委員設置条例（平成17年新城市条例第191号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第15条第1項</u>の規定に基づき、新城市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>（定数）</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>20人以内とする。</u></p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、<u>次に掲げる者</u>のうちから新城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、<u>又は任命</u>する。</p> <p><u>（1） 学識経験を有する者</u></p> <p><u>（2） 学校教育の関係者</u></p> <p><u>（3） 社会教育（法第2条に規定する社会教育をいう。）の関係者</u></p> <p><u>（4） 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>（社会教育審議会）</u></p> <p>第4条 <u>社会教育に関する事項を審議するため、新城市社会教育審議会を置く。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づき、新城市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>（定数）</p> <p>第2条 委員の定数を<u>20人以内とする。</u></p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者</u>のうちから、<u>新城市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

(委任)

第5条 (略)

(委任)

第4条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市社会教育審議会を附属機関として整理する等のため必要があるからである。

第23号議案

令和7年度新城市一般会計補正予算（第9号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第24号議案

令和7年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第25号議案

令和7年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第26号議案

令和7年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第27号議案

令和7年度新城市中宇利財産区特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第28号議案

令和7年度新城市山吉田財産区特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第29号議案

令和7年度新城市作手財産区特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第30号議案

令和7年度新城市水道事業会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第31号議案

令和8年度新城市一般会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第32号議案

令和8年度新城市国民健康保険事業特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 3 3 号議案

令和 8 年度新城市後期高齢者医療特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第34号議案

令和8年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第35号議案

令和8年度新城市宅地造成事業特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第36号議案

令和8年度新城市千郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第37号議案

令和8年度新城市東郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第38号議案

令和8年度新城市吉川組財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第39号議案

令和8年度新城市小畑財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第40号議案

令和8年度新城市中宇利財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第41号議案

令和8年度新城市富岡財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第42号議案

令和8年度新城市黒田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第43号議案

令和8年度新城市庭野財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第44号議案

令和8年度新城市一畷田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第45号議案

令和8年度新城市八名井財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第46号議案

令和8年度新城市大野財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第47号議案

令和8年度新城市川合池場財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第48号議案

令和8年度新城市海老財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第49号議案

令和8年度新城市山吉田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第50号議案

令和8年度新城市作手財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第51号議案

令和8年度新城市病院事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第52号議案

令和8年度新城市水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第53号議案

令和8年度新城市工業用水道事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第54号議案

令和8年度新城市下水道事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行











第60号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	今 泉 秀 紹	

理 由

この案を提出するのは、令和8年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第61号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	山 本 訓 也	

理 由

この案を提出するのは、令和8年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。











第67号議案

新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市川合池場財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	岩 田 直 樹	

理 由

この案を提出するのは、令和8年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第68号議案

新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市川合池場財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	金 田 憲 樹	

理 由

この案を提出するのは、令和8年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第69号議案

新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市川合池場財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	山 本 達 彦	

理 由

この案を提出するのは、令和8年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。

第70号議案

新城市辺地に係る総合整備計画の策定

新城市辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 7 1 号議案

新城市辺地に係る総合整備計画の変更

新城市辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第72号議案

新城市過疎地域持続的発展計画の変更

新城市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 7 3 号議案

市道の路線認定

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

新城市長 下 江 洋 行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	桜淵 2 号線	新城市字桜淵 1 番 1 地先	
		新城市字桜淵 2 4 番 2 地先	
2	杉山大東 7 号線	新城市杉山字大東 1 8 番 3 地先	
		新城市杉山字大東 1 7 番 8 地先	
3	石田鹿原 2 号線	新城市石田字鹿原 2 3 番 1 6 地先	
		新城市字鹿原 2 1 番 1 地先	
4	大小線	新城市平井字大小 2 2 番 3 地先	
		新城市平井字大小 1 3 番 1 地先	

理 由

この案を提出するのは、路線の再編及び宅地開発により、市道を認定するため必要があるからである。

## 第74号議案

### 市道の路線廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	桜淵鯉淵線	新城市字桜淵8番1地先	
		新城市字桜淵3番地先	

### 理 由

この案を提出するのは、路線の再編により、市道を廃止するため必要があるからである。